平成２９年（フ）第２５８３号
大阪府吹田市清和園町24番９号
破産者　リカーズマートシラサキこと　白﨑　雅己
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８８５号
大阪市鶴見区鶴見１丁目２番17―513号
破産者　川名　章夫
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１８５号
大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ25―204号
破産者　村田美智枝
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３４号
大阪市城東区今福西２丁目８番21号
破産者　堀口　竜也
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７３４号
大阪府東大阪市下小阪４丁目３番16号グローリィハイツ25号室
破産者　おかずと弁当の店こと　池内　　敦
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７５１号
大阪市東淀川区柴島３丁目７番16―402号
破産者　藤倉　央野
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０１号
大阪市西区北堀江４丁目14番６―1207号
破産者　水野信四郎
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０２号
大阪市西区北堀江４丁目14番６―1207号
破産者　水野真沙美
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８２４号
高松市屋島東町1095番地158
破産者　尾端　直幸
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０３２号
大阪府八尾市東山本新町２丁目４番22号、前住所大阪府八尾市東山本新町５丁目７番22―107号
破産者　寿電機こと　前畑　国男
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０３３号
大阪府八尾市東山本新町２丁目４番22号、前住所大阪府八尾市東山本新町５丁目７番22―107号
破産者　前畑　容子
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４４号
堺市堺区七道東町182番地３　ファミール堺205号
破産者　桝本　佳**英**
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８３７号
堺市西区上188番地４、住民票上の住所大阪府河内長野市古野町14番５―204号
破産者　関　加代子（旧姓泉・濵﨑・宮﨑）
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
神戸市兵庫区湊川町７丁目４番５―502号
破産者　結　　達也
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６６号
神戸市東灘区住吉東町１丁目３番12号
破産者　三宅歯科診療所こと　三宅　　貴
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２０号
神戸市須磨区北落合１丁目１番308―102号、従前の住所神戸市須磨区中落合４丁目２番494―401号
破産者　米村　　勝
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目25番16号　ながむね３番館　302
破産者　大川　　始
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６５号
岡山県倉敷市玉島上成382番地１　サンファミリア106
破産者　久安　孝明
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係